

医療機能情報提供制度及びかかりつけ医機能報告制度の定期報告 についてのお願い

標記の2つの報告制度について、対象の医療機関は毎年1回、定期報告を実施いただく必要があります。

昨年12月下旬に、当課から両制度の定期報告についてご案内し、多くの医療機関からご報告いただいたところです。しかし、一部の医療機関からは、まだ報告をいただけておりません。

については、医療機関の対応状況ごとに、ご対応いただきたい事項を以下の1～4のとおり整理しました。また、ご注意ください点も記載しております。

現在も、令和7年度定期報告の提出を受け付けております。未報告の医療機関においては、本書を確認のうえ速やかに報告を実施いただきますよう、お願いいたします。

1 報告済み（両制度とも報告済み）

報告を実施いただき、ありがとうございました。

今年度の定期報告について、追加でご対応いただくことはございません。来年度以降も引き続き、両制度の定期報告へのご協力をお願いいたします。

【報告した内容の修正等が必要な場合】

定期報告で報告した内容について修正が必要な場合は、その都度、以下の方法で変更内容をご報告ください。

- ・医療機能情報提供制度…「随時報告」
- ・かかりつけ医機能報告制度…「変更報告」

随時報告、変更報告ともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）にて実施可能です。G-MIS をご利用になれない場合は、所在市町村を所管する保健所へご相談ください（他の方法をご案内します）。

※県公式ホームページに G-MIS 操作マニュアルを掲載しております。G-MIS における各種操作方法はマニュアルにてご確認ください。

- ・医療機能情報提供制度
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4222.html>
- ・かかりつけ医機能報告制度
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/461776.html>

2 一部報告済み（どちらか一方のみ報告済み）

昨年度までは医療機能情報提供制度のみでしたが、今年度から、かかりつけ医機能報告制度の定期報告も併せて実施することが必要です。

病院（特定機能病院を除く）及び一般診療所である医療機関は、両方の定期報告を実施する必要があります。

※かかりつけ医機能報告制度について、かかりつけ医機能がない＝報告不要、ではありません。（かかりつけ医機能（1号機能及び2号機能）が無い場合も、その旨の報告が必要です。）

今回の定期報告において、両制度のうち一方のみ報告している医療機関が多く見受けられます（例：かかりつけ医機能報告制度の報告は実施したが、医療機能情報提供制度の報告は実施していない）。

改めて両制度の定期報告について、報告状況をご確認ください。どちらか一方しか報告していない場合は、もう一方の報告も速やかに実施してください。

○医療情報等支援システム（G-MIS）における報告状況の確認方法

（1）医療機能情報提供制度

手順① G-MIS へログイン

② 「G-MIS」を選択

③ ホーム画面の下方にある緑色ボタン「医療機能情報提供制度」を押下

④ パターン A：開いた画面の中央にある「定期報告」ボタンが青色

→定期報告が**未了**【速やかに報告を実施してください】

<参考> ボタンの下にある「報告状況」表の「報告状況」欄でも確認できます。

「2025年度_定期報告」行の「報告状況」の表示により対応が異なります。

a. 「確認完了済」…定期報告が完了した状態	}	対応不要
b. 「報告済」…県の確認処理待ちの状態		
c. 「報告中」…報告作業が途中の状態	}	速やかに報告
d. 「未報告」…報告作業に着手していない状態		

パターン B：「定期報告」ボタンがグレーアウトしていて押下できない

→定期報告が完了した状態【対応不要】

<補足> これまでに定期報告を一度も行ったことのない医療機関は、「定期報告」ボタンがグレーアウトして押下できず、「新規報告」ボタンが青色になっています。「新規報告」が「定期報告」の代わりとなりますので、「新規報告」ボタンを押下して報告を実施してください。

(2) かかりつけ医機能報告制度

手順① G-MIS へログイン

- ② 医療情報等支援システム (G-MIS) を選択
- ③ ホーム画面の下方にある緑色ボタン「かかりつけ医機能報告制度」を押下
- ④ A. 開いた画面の中央にある「定期報告」ボタンが青色
→定期報告が**未了**【速やかに報告を実施してください】

<参考> ボタンの下にある「報告状況」表の「報告状況」欄でも確認できます。

「2025 年度_定期報告 (かかりつけ医機能報告制度)」行の「報告状況」の表示により対応が異なります。

- | | | |
|-------------------------|---|--------|
| a. 「確認完了済」…定期報告が完了した状態 | } | 対応不要 |
| b. 「報告済」…県の確認処理待ちの状態 | | |
| c. 「報告中」…報告作業が途中の状態 | } | 速やかに報告 |
| d. 「未報告」…報告作業に着手していない状態 | | |

B. 「定期報告」ボタンがグレーアウトしていて押下できない

→定期報告が完了した状態【対応不要】

○G-MIS 以外の方法で報告する医療機関について

G-MIS ではなく、紙や Excel ファイルの調査票で報告を実施する医療機関についても、未報告 (一部未報告を含む) の場合は、速やかに報告を実施してください。

報告状況の確認に係るお問い合わせ、また、紙や Excel ファイルの調査票をご入用の場合は、所在市町村を所管する保健所へご連絡ください。

3 未報告

両制度とも報告を実施していない場合は、速やかに報告を行ってください。

報告状況の確認方法は上記「2 一部報告済み (どちらか一方のみ報告済み)」と同様です。

4 報告の期限

令和8年3月27日（金）まで ※期限厳守

○G-MISでの報告の場合

両制度の報告状況を「報告済」にしてください。

○紙または電子ファイルでの報告の場合

該当の調査票を管轄の保健所へ提出してください。

【その他注意事項】

(1) 両制度が未報告の状態から、報告を実施する場合（G-MIS）

両制度とも未報告の状態から報告作業に着手する場合は、「かかりつけ医機能報告制度」の報告を先に行い、その後、「医療機能情報提供制度」の報告を実施してください。

※医療機能情報提供制度に、かかりつけ医機能に係る項目があります。かかりつけ医機能報告制度の報告を先に行い、その後に医療機能情報提供制度の報告画面にある「かかりつけ医機能報告取込」ボタンを押下することで、かかりつけ医機能報告制度で入力した報告内容を医療機能情報提供制度の該当項目に反映することができます。（入力の手間が減少します）

(2) 全項目入力した状態での「報告」ボタンの押し忘れ（G-MIS）

※重要

両制度とも、全項目を入力したのちに、画面右上にある「報告」ボタンを押下しないと、報告状況が「報告中」から「報告済」になりません（＝県に報告が届かない）。

全項目を入力したにも関わらず、報告状況が「報告中」のままである場合は、上記のとおり最後の「報告」ボタンが押されていない可能性があります。

この「報告」ボタンの押し忘れが非常に多く見受けられます。

改めてG-MISにログインいただき、報告状況をご確認ください。

<「報告」ボタン G-MIS 操作マニュアルの該当ページ>

- ・医療機能情報提供制度

定期報告 G-MIS 操作マニュアル P.36

- ・かかりつけ医機能報告制度

【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS 操作編） P.29

ご不明な点やお問い合わせは、岐阜県医療整備課医事係、または、所在市町村を所管する保健所へご連絡ください。（連絡先は本書 P.1 の県公式ホームページをご覧ください。）